

# 防災かわら版

～11月は地震防災強化月間です～

問合せ先 防災安全課防災係（窓口⑩） ☎4145

大規模地震による被害を最小限にとどめるためには「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」という地震対策の基本に沿って取り組むことが重要です。県は、11月を「地震防災強化月間」と定めており、市では市民の皆さまとともに地域防災力の強化に取り組んでいます。

## ～12月5日（日）は地域防災訓練の日です～

大規模地震が発生した想定で、その地域に沿った内容の防災訓練を行います。午前9時に地震発生時のサイレンを鳴らし、同時に緊急速報メールを配信します。訓練の開始時間や内容等は、各地区によって異なるので、お住まいの地区の自主防災会に確認してください。

最近、全国的に大規模な災害が多発しています。地域で実施される防災訓練に積極的に参加し、改めて自分自身や家族、身の周りの方の命を守るために、「自助・共助」の力を身につけましょう。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、訓練内容が変更又は中止となる場合があります。

## ～戸別受信機貸与について～

防災行政無線のデジタル化により、アナログ式防災行政無線が、令和4年12月から使用できなくなります。それに伴い「防災ラジオ」では同報無線の放送内容が確認できなくなります（通常のラジオ放送は、引き続き受信できます）。

市では防災ラジオに代わり、【戸別受信機】を無償で貸与しています。

新しい戸別受信機の貸与を希望する方は、防災安全課防災係（窓口⑩）までお越しください。

防災ラジオ（令和4年11月末まで）



戸別受信機



## ～ペット同行避難について～

災害時、飼い主がペットを同行し、避難地まで安全に避難することを【同行避難】といいます。同行避難をする際、他の避難者とのトラブル等を避けるため、ペットはゲージやキャリーバックに入れる必要があります。日頃から、ゲージに入ることを嫌がらないよう慣らしておくようにしましょう。

また、同行避難後に自宅での生活ができない場合、避難所のペットスペースにて飼い主自身の責任で飼育することとなります。避難所への避難以外にも親戚や友人等のお宅でペットの一時預け先を確保しておくことも非常に有用です。

飼い主は、ペットの安全と健康を守るとともに、他者への迷惑にならないよう日頃からの備えに努めましょう。

ペット用の避難用品の例
◎ペットフードや水は最低5日分、できれば1週間分の備蓄
☑予備の首輪、リード（伸びないもの）など
☑食器、ブラシ、タオル、ビニール袋など
☑ガムテープ、マジック等（ゲージの補修、動物情報の掲示など多用途に使用可能）
☑飼い主の連絡先、飼い主以外の緊急連絡先、一時預け先の情報
☑ワクチン接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院の情報等（ペット健康手帳）

# 大腸がん検診のお知らせ

申込・問合せ先 市民保健課健康づくり係  
（窓口⑤） ☎22217

大腸がん検診を実施します。受診をご希望される方で、通知が届いていない方は、お申し込みください。  
検診は、年度内に1回のみ受診することができます。  
対象者 40歳以上（昭和57年4月1日以前生まれ）の市民の方  
※特定健診、後期高齢者健診の際にすでに受診済みの方は除く

実施日	受付時間	受付場所
11月15日（月）	9:30～11:00	下田総合庁舎別館1階
	13:00～14:30	
11月18日（木）	9:30～11:00	下田総合庁舎別館1階
	13:00～14:30	
11月24日（水）	9:30～10:00	朝日公民館
	10:30～11:00	大賀茂公会堂
11月26日（金）	9:30～10:00	蓮台寺公会堂
	10:30～11:00	稲生沢公民館
	13:00～14:00	白浜公民館
11月27日（土）	9:30～10:30	下田市役所
11月29日（月）	9:30～10:00	須崎漁民会館
	10:30～11:00	柿崎公民館
11月30日（火）	9:30～10:00	須原区民会館
	10:30～11:00	稲梓基幹集落センター

- 各地区を巡回しますので都合のよい会場で受診してください。また、検診期間の午前中、市民保健課健康づくり係（窓口⑤）でも受け付けます。
- ① 受診票（事前にご記入してお持ちください。）  
② 採便キット（検体は2日分採便してきてください。）  
③ 検診料金（有料の方）
- ① 70歳以上の方  
② 65歳～69歳で後期高齢者医療制度加入の方（健康保険証を持参してください）  
③ 下田市検診等徴収金免除証明書をお持ちの方（生活保護世帯・非課税世帯）  
※事前申請が必要です。受診の際、証明書を持参してください。

料金 300円（おつりの無いようにお願いします）  
次のいずれかに該当する方は無料になります。  
① 70歳以上の方  
② 65歳～69歳で後期高齢者医療制度加入の方（健康保険証を持参してください）  
③ 下田市検診等徴収金免除証明書をお持ちの方（生活保護世帯・非課税世帯）  
※事前申請が必要です。受診の際、証明書を持参してください。

## 11月は児童虐待防止推進月間

～早期発見が何より大切です～

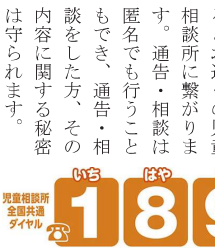
「189（いちはやく）」  
「だれか」じゃなくて「あなた」から  
令和3年度 「児童虐待防止推進月間」標語

子どもたちは、家族や地域から温かく見守られ健やかに成長していくことが約束されているはずですが、しかし、親から虐待を受け、心身ともに傷を負った児童が増加しています。幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。子どもは虐待を受けていても自分から周囲に訴えることができません。周りの方が子どものサインに気づいてあげることが必要です。「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを救う行動を起こしてください。「おかしいな」と感じたら迷わず福祉事務所又は地域の民生委員児童委員に連絡してください。

あなたからの連絡が子どもを守る第一歩となります。

虐待かもと思ったら189（いちはやく）番へ

189番（かけるとお近くの児童相談所に繋がります。通告・相談は匿名でも行うこともでき、通告・相談をした方、その内容に関する秘密は守られます。なお、児童虐待に関する相談は左記でも受け付けますのでご連絡ください。



子どもを虐待から守るための5か条

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）（通告は義務＝権利）
  - ② 「しつけのつもり」は言い訳（子どもの立場で判断）
  - ③ ひどりで抱え込まない（あなたにできることから即実行）
  - ④ 親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）
  - ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）
- 問合せ先 福祉事務所社会福祉係（窓口⑥） ☎22216